

総務関係

1 各地で頻発する豪雨災害や大規模地震に鑑み、「想定最大規模降雨を想定した洪水ハザードマップ」や「土砂災害ハザードマップ」等を活用し、日頃の防災対策や、いざという時に早めの避難行動が起こせるよう、積極的に周知・啓発すること。また、早めの避難行動に結びつけるため、緊急気象情報や災害情報等を的確かつ迅速に伝える情報伝達手段の整備を推進すること。併せて、地域防災組織(住民自治協議会等)との連携による防災体制の推進に努めること。

◎2 令和元年東日本台風災害を踏まえ、応急復旧等を総合的・効果的に実施し、災害からの被害を軽減できるよう地域防災計画を見直すこと。

3 防災備蓄品については、防災備蓄品年次計画に基づき、大規模地震をはじめ、頻発する台風・豪雨災害や異常気象等による水害など、未曾有の災害にも対応できるよう備蓄物資の充実を図ること。

4 国や県等の防災関係機関との連携を密にするとともに、総合防災情報システムを有効活用し、迅速・的確な災害対応に努めること。

◎5 新型コロナウイルス感染症については、国・県・保健所等の関係機関と連携し、拡大防止に努めるとともに、複合災害に備え対策物品の備蓄を行うこと。

6 第七次長野市行政改革大綱に基づき、多様な主体との連携・協働、効果的・効率的な行政運営、持続可能な財政基盤の確立、人材育成及び組織体制整備の視点から行政改革を推進すること。

7 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を着実に推進するため、財源の確保と体制の構築を図ること。また、公共施設マネジメントに対する市民の理解と、公共施設の適正化を全市的に推進するとともに、民間活力の活用を図る公民連携に積極的に取り組むこと。

8 限られた財源を有効に活用し、成果を重視した行政サービスを提供するため、予算編成と連携した行政評価の充実を図ること。

9 指定管理者制度の効果や成果を検証し、更なるサービスの向上や経費の節減に努めること。また、施設の有効活用を図るため、的確なモニタリングを実施し、制度の充実を図ること。なお、指定管理者の選定に際しては、地域産業の振興等に配慮すること。

10 使用料・手数料等の利用者負担については、社会・経済情勢を十分に考慮した上で、行政サービスの利用者の負担に関する基準に沿って検討すること。なお、実施にあたっては、市民のコンセンサスを尊重しながら、緩和措置などの配慮をすること。

- 11 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の運用にあたっては、庁内の個人情報の漏洩防止体制に万全を期すこと。
 - 12 デジタルトランスフォーメーション（DX）やソサイエティ5.0社会に対応し、情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）等の先進技術の積極的な活用を図り、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図ること。また、長野市情報セキュリティポリシーの周知及び遵守徹底により、市民の個人情報保護対策に万全を期すこと。
 - 13 市役所及び長野市芸術館等について、より一層市民が利用しやすい施設として維持管理に努めること。
 - 14 市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにする等、情報公開の総合的な推進に関し定めた「長野市情報公開条例」を適正に運用すること。
 - 15 市民との協働や住民自治を進める中で、市民ニーズに的確・迅速な対応ができるよう、市政における重点課題に対応した簡素で効率的な行政組織にすること。
 - 16 職員研修については、「人材育成基本方針」に基づき、目指すべき職員像と人材育成の具体的な取り組みを示すこと。これにより市民に信頼される職員の育成を図り、能力の開発及び資質の向上に努めること。
 - 17 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図り、住民サービスに支障を来さないよう人事管理の適正化と適材適所の配置に配慮すること。また、労働安全衛生法に基づき実施するストレスチェックを活用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図ること。
- ◎18 新しい生活様式に対応し、働き方改革をより一層進めるため、職員のテレワークの推進に取り組むこと。
- 19 課題の早期解決等のために、任期付職員の採用や、専門的な知識を有する者を迅速に採用する等、より柔軟な職員採用・人事管理を行うこと。
 - 20 ケーブルテレビ等中山間地域の情報格差の解消を図るため、情報通信基盤の老朽化に対応するとともに、安定した維持管理に努めること。
 - 21 統合型地理情報システム（GIS）の運用にあたっては、庁内全体で有効活用を図るとともに、市民利用についても十分に配慮すること。
 - 22 コンピューター基幹システムなどの業者依存度の高い案件の入札及び契約については、業者との適切な緊張感の保全に努めること。
 - 23 公文書館については、歴史資料として重要な公文書その他の資料の収集とその活用ができるよう充分配慮すること。
 - 24 庁用車の更新の際には、適正数の把握を行った上で低公害車の導入を積極的に進めること。また、車両台数の削減、経費の節約を徹底すること。

企画政策関係

- 1 本市のまちづくりの最上位計画である第五次長野市総合計画（H29～H38）については、幅広く市民に周知し、確実な進捗管理のもとに推進するとともに、令和4年度を初年度とする後期基本計画策定にあたっては、コロナ禍など社会の変化を地方創生へのチャンスと捉え、新たな視点と柔軟な発想で検討すること。
 - 2 人口減少対策として「定住人口の増加」「交流人口の増加」「特色ある地域づくり」を実現するため、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27～R3）に掲げた施策を着実に推進すること。
 - 3 コロナ禍による地方回帰の機運の高まりを捉え、東京圏を中心に本市への移住・定住を一層促進するため、施策の充実を図るとともに、迅速かつきめ細かな相談体制を確保すること。
 - 4 地方分権の推進のため、国と地方の役割分担の明確化とともに、税財源の確保等に向け中核市市長会などを通して国に働きかけること。
 - 5 広域連合の活用により、生活圏の拡大に伴う広域行政を一層推進すること。
 - 6 人口減少・少子高齢社会においても、近隣市町村とともに活力ある社会経済を維持するため、連携中枢都市圏の中心市として、戦略マネージャーと一体となり長期戦略に基づいた効果的な事業の実施と圏域の特色を活かした取り組みを推進すること。
 - 7 効果的な方法で市内外に「ながの」の魅力を発信し、交流人口、定住人口の増加につなげるため引き続き「シティプロモーション」の推進に積極的に取り組むこと。
 - 8 市民参加による市政を一層推進するため、各種市民会議やみどりのはがき等の広聴制度を充実するとともに、ホームページや各種メディア等を活用し、行政情報の効果的な提供に努めること。
 - 9 広く全国に向けて宣伝効果のある個人版「ふるさと納税」や、地方創生を応援する企業版「ふるさと納税」について、交流人口・関係人口拡大に向けて積極的に取り組むこと。
 - 10 市内大学等については、地域との連携により活性化が図られるよう支援するとともに、本市の新たな活力となるよう産学官連携に積極的に取り組むこと。
 - 11 結婚支援については、若い世代へのライフデザイン形成支援など、結婚に対して前向きになれる環境づくりの取組を更に推進すること。
- ◎12 災害復興計画に基づく各種取組が確実に実施されるよう適切な予算措置及び事業の進捗管理を行うこと。

財 政 関 係

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国は戦後最大の経済危機に直面し、地方税や地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。国に対して、長期化する感染症対策、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策、雇用の確保など喫緊の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、一般財源総額を確保するとともに、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するよう、引き続き強く働きかけていくこと。
- 2 本市においても、今後は人口減少、少子・高齢化の進展に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の大幅な減収が見込まれるとともに、令和元年東日本台風災害からの復興や公共施設の老朽化対策に要する経費のほか、扶助費・公債費など義務的経費の増加が見込まれ、財政状況は、これまで以上に厳しくなる。

こうしたことから予算の編成にあたっては、喫緊の課題である災害からの復興や市内経済の回復に資する事業を優先して取り組む中で、事業の「選択と集中」をより強化し、更には公共施設の統廃合・再配置や、業務のICT化、効率化など、行政全体のスリム化・効率化を図り、将来にわたって持続可能な財政運営を行うため、財政の健全化に努めること。
- 3 入札及び契約にあたっては、透明性、公平性、客観性及び競争性をより一層高め、適正な履行が確保されるよう努めること。

(仮称)長野市公契約等基本条例の制定にあたっては、労働環境全般の向上が図れるよう制度を構築すること。

なお、条例(案)骨子に対するパブリックコメントにおいて様々な意見や要望があり、特に市独自の賃金下限額の設定について両論の多くの意見があったことを踏まえ、事業者をはじめ関係者の皆様の理解が得られるよう努めること。
- 4 総合評価落札方式や概算数量発注方式の実施にあたっては、その効果について十分に検証し、今後の入札制度に反映させていくこと。
- 5 公平・公正な課税を一層推進するとともに、税制改正の考え方や課税の内容などについて、わかりやすい説明に努め、納税者の信頼を確保すること。
- 6 自主税源の確保にあたっては、市税の徴収努力が重要となることから、徴収体制の強化を図り、口座振替の推進、自主納付の機会の拡充、滞納整理の促進などに努めること。

地域・市民生活関係

1 都市内分権の一つである住民自治協議会については、地域コミュニティの充実が図れるよう32地区それぞれの地域特性を注視しながら、活動実態を把握し、必要に応じ適切なサポートを実施すること。

また、市民や議会との十分な合意を得ながら進めること。

2 「地域きらめき隊」の活動については、その進捗状況や成果等を絶えず情報発信し、継続的な事業として充実・進展に結びつけていくこと。

3 やまざと振興計画、過疎地域自立促進計画等を積極的に推進するとともに新たな活性化策を積極的に検討し、地域活力の低下しつつある中山間地域活性化及び再生に向け更に取り組むこと。

少子高齢化が進む現状においては、都市部との交流も地域活性化に効果的であると考えことから、一層の促進を図ること。

4 地域おこし協力隊については、任期終了後の定住促進に向けた支援に万全を期すこと。

5 住民自治協議会に対する地域いきいき運営交付金については、事務局員の人件費の増額など、今後も、地域活動が積極的に進むよう充実を図ること。また、地域で様々な活動をする団体に対して支所長の裁量により財政支援を行う支所発地域力向上支援金についても増額し、更なる地域力の向上を図ること。

6 市職員は、自らが居住する地域の住民自治協議会の活動に積極的に参加すること。

7 夜間における市民の安全を確保するため、行政連絡区が設置している防犯灯の設置及び維持に対する補助の充実を図ること。

8 市民の公益活動の促進を図るため、NPO等への支援策を講ずるとともに、市民協働サポートセンターの有効活用を進めること。

また、「協働推進のための基本方針」に則り、様々な人や組織による多様な協働が活発に展開されるよう取り組むこと。

9 窓口業務の課題等を検証し、更なる改善と市民の利便性の向上に努めること。

10 マイナンバー制度の運用にあたっては、引き続き市民への丁寧な説明に努めること。

また、個人番号カードを活用した住民票等のコンビニ交付サービスについても、引き続き市民への丁寧な説明に努めること。

11 住民サービス及び防災の拠点である支所庁舎の更新及び耐震化を積極的に進めるとともに、市民が利用しやすい施設として機能維持に努めること。

12 斎場は、指定管理者との連携により市民サービスの向上に努めること。

- 13 女性活躍推進計画と一体とした第四次長野市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、女性の社会参画の促進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、関連する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 14 消費生活センターは、消費生活の安定及び向上の一層の充実を図るため、国及び県のセンターと連携して情報収集などを行い、消費者啓発、住民相談等の諸事業を通じて更なる機能の強化に努めること。
- 15 同和問題やLGBTをはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、地域・企業等において人権教育・啓発活動の充実・進展を図ること。
- 16 交通安全教育や街頭指導などを通じて交通安全対策を推進し、子どもや高齢者等交通弱者を重点とした交通死亡事故抑止を図ること。
- 17 高齢ドライバーによる交通事故を防止するため、加齢に伴い運転に不安を感じ、運転を継続する意思がなくなった高齢ドライバーに対し、運転免許証を自主的に返納した場合の支援策を講じること。

消 防 関 係

◎ 1 今後の各種災害及び救急需要を踏まえながら、業務量に応じた消防職員の適正化を図るとともに、市東北部の消防・救急体制及び長野市民病院における救急ワークステーションの充実強化について検討すること。

2 消防・救急体制の充実強化について

(1) 複雑多様化する災害に対応するため、地域実情に合わせた特殊消防車両の配備、及び特殊災害対応用資機材の整備を計画的に行うとともに、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、新たに配備される「津波・大規模風水害対策車」及び「高機能救命ボート」の効果的な運用や水難救助資機材の増強を図り、消防力の強化を図ること。

◎ (2) NBC災害やテロ災害に対応できる部隊の装備等を充実させるとともに、令和3年度に上田市や長野市等を会場に実施される緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練を通じ、県内外の部隊との連携強化を図ること。

(3) 年々増加を続けている救急需要に対して迅速・的確に対応し、救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、高規格救急車の更新を計画的に行うほか、救急ワークステーションを運用し、医療機関との連携強化及び救急隊員の資質向上を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症に係る救急隊員の感染リスクを軽減させるための感染症対策用資器材及び出動に必要な救急消耗品の確保を適切に行い、救急体制の維持に努めること。

3 大規模自然災害等を踏まえた対応について

(1) 自主防災活動を通じて、市民の誰もが迅速・的確な災害対応が出来るよう、防災知識の普及に努めること。

また、令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、事前に避難行動を整理するための「マイタイムライン」の普及を図り、地域防災力の向上を図ること。

(2) 自主防災組織を中心とした災害時における活動を強化するため、助成事業を継続するほか、地域内企業との連携等、地域特性に応じた防災訓練の実施に対する支援・指導を行うこと。

(3) AEDの取り扱いを含む応急手当等の救命講習を小学校高学年から実施し、更に多くの市民への普及活動を推進すること。

(4) 大規模災害発生時に迅速かつ円滑な消防団活動が行えるよう、必要となる資機材の計画的な整備と、併せて、災害現場での安全対策を推進すること。

(5) 中小河川の溢水や堤防の決壊等を防止するため、水防訓練を通じた関係機関との連携強化、並びに水防資機材の備蓄を推進すること。

(6) 大規模災害に備えた耐震性貯水槽の整備を計画的に進めるほか、通常火災時における延焼などの被害を最小限に食い止めるため、消火栓の整備もバランスよく推進すること。

4 消防団員の処遇の改善については、地域状況に応じた機構改革の検討と併せ年報酬や出動手当を増額して、消防団員の要望に合うような形にすること。

また、団員確保を図るため、「信州消防団員応援ショップ事業」及び「消防団協力事業所表示制度」を積極的に推進し、女性消防団員や学生消防団員の任用に努めること。

5 各種災害発生時の初動体制に万全を期すため、無線通信設備及び高機能消防指令情報システムの適切な維持管理とシステムの更新に向けた調査研究を行うこと。

また、外国人観光客及び聴覚・言語機能障害者からの119番通報に対応するため、三者通話及びNET119緊急通報システム等を的確に運用すること。

6 住宅防火対策として、住宅火災の原因として上位を占めているコンロ、放火（疑いを含む）、ストーブなどによる出火防止と、焼死者ゼロを目指した「火事をなくする市民運動」を展開し、防火思想の普及啓発に一層努めること。

また、住宅用火災警報器については、各種広報媒体を活用して、更なる設置促進に努めるとともに、定期的な作動点検等について指導し、維持管理の徹底も推進すること。

7 各種防火対象物について、「消防用設備等点検報告制度」、及び「防火・防災対象物定期点検報告制度」の遵守を進めるほか、消防法令違反の是正を推進するため、立入検査の強化と、予防技術資格者制度を活用した予防体制の充実を図ること。

また、危険物施設における漏えい事故等を防止するため、保安管理体制の確立を図ること。

8 消防庁舎の計画的な整備を行っていくとともに、築20年以上が経過している消防庁舎の改修等を計画的に行い、施設の長寿命化を図り、地域の防災拠点としての機能が十分発揮できるように整備を行っていくこと。

9 消防大学校などの研修機関のほか、各種研修会等へ職員を積極的に派遣するとともに、伝達研修等を通じて、多くの職員の資質の向上を図ること。